

# 平成30年度 指導監査の結果概要

## <目次>

1	指導監査のあらまし	1
2	指導監査の分類	1
3	情報公開	1
4	平成30年度 指導監査実施方針	
	(保育所を除く)	2
	(保育所を経営する法人に限る)	4
5	実地指導等の実施状況	6
6	集団指導の実施状況	7
7	種別文書指摘件数一覧表	
	(1) 法人運営	8
	(2) 介護保険施設及び介護保険サービス事業所	10
	(3) 高齢者施設(養護・軽費老人ホーム)	18
	(4) 高齢者施設(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)	20
	(5) 児童福祉施設(保育所、認定こども園、母子生活支援施設)	22
	(6) 児童福祉施設(認可外保育施設)	24
	(7) 指定障害福祉サービス事業所等	26
8	監査結果	28

前橋市福祉部指導監査課

## 1 指導監査のあらまし

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るとともに、利用者本位の福祉サービスが提供されることにより、利用者が安心して利用できる施設となることを目的に実施しています。

介護・児童・障害者(児)の施設やサービス事業者に対する実地指導等は、利用者の自立支援及び尊厳保持を念頭に置いた支援を通じて、サービスの質の確保及び給付の適正化を図ることを目的に実施しています。

なお、不適正な処遇及び不正請求等には機動的に対応するとともに、良質なサービス事業者の育成と利用者サービスの一層の充実を図るため、運営指導所管課や群馬県・高崎市等と密接な連携を取っています。

平成30年度における指導監査の実施方針は別紙のとおりです。

## 2 指導監査の分類

指導監査課が実施する指導監査の名称を根拠法令や実施方法から分類すると次のとおり。

対 象	根拠法令	個別で定期的に実施	個別で特別に実施	集団で実施
社会福祉法人・社会福祉施設	社会福祉法ほか	一般監査	特別監査	講習会等
介護保険施設・介護保険サービス事業者	介護保険法	実地指導	監査	集団指導
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)	老人福祉法ほか	一般立入検査	特別立入検査	説明会等
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者	介護保険法	—	監査	—
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法	実地指導	監査	集団指導
認可外保育施設	児童福祉法ほか	立入調査	特別立入調査	—
障害者支援施設・自立支援給付対象サービス事業者等	障害者総合支援法	実地指導	監査	集団指導
障害児相談支援事業者等	児童福祉法	実地指導	監査	集団指導
市立社会福祉施設	社会福祉法ほか	実地検査	—	—
介護サービス事業者の業務管理体制	介護保険法	一般検査	特別検査	—

## 3 情報公開

前橋市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、実地指導等結果通知及び同通知に対して社会福祉法人等が作成した改善報告(挙証資料を含む。)について、個人情報等を除いて公開しています。

## 4 平成30年度 指導監査実施方針

### 平成30年度 社会福祉法人及び社会福祉施設等（保育所を除く。）指導監査実施方針

#### 第1 基本的な考え方

社会福祉法人・施設等（保育所を除く。）の指導監査は、社会福祉法、児童福祉法、老人福祉法等の関連法令や基準等に基づき、法人運営・事業経営についての指導監査を行うことにより、社会福祉法人の適正な運営及び社会福祉事業の健全な経営の確保を図るとともに、利用者本位の福祉サービスの提供により、利用者が安心して利用できる施設となることを目的に実施する。

また、利用者等に対する不適正な処遇や不正請求等に機動的に対応するとともに、良質なサービス事業者の育成と分かりやすい利用者サービスの一層の充実を図るため、関係機関と連携を図りながら、その指導に努めていく。

#### 第2 指導監査の重点項目

本年度は、福祉サービス利用者の人権の擁護、良質な福祉サービスの提供及び法人・施設等の適正な事業運営の確保の観点から、以下のとおり重点事項を定める。

##### 1 法人・事業運営の適正化及び透明性の確保

###### (1) 適切な会計処理の徹底

- ア 経理規程にのっとった適切な会計処理がされているか。
- イ 会計責任者等による内部牽制体制が確立されているか。
- ウ 現金及び預金の管理は適切に行われているか。

###### (2) 理事・監事の職責の遂行

- ア 理事会において、実質的な審議がされているか。
- イ 監事監査において、監査が有効に機能しているか。

###### (3) 情報公開の促進

社会福祉法人の業務及び財務状況等について、インターネットを活用するなどにより自主的に公表がされているか。

##### 2 利用者保護及びサービスの質の確保

###### (1) 良好な契約の確保

- ア 利用者に重要事項説明を行っているか。
- イ 契約書が作成されているか。

###### (2) サービス提供の充実

- ア サービス提供計画に基づいたサービスが提供されているか。
- イ 利用者の状況に応じたサービス提供計画の策定及び見直しがされているか。

###### (3) 虐待の防止

- ア 利用者（児童）に対し施設従事者等による虐待行為がないか。
- イ 虐待防止や認知症ケアに係る研修の実施、職員に対するストレスマネジメント及びメンタルヘルスケアの取組など、適切な虐待防止策を講じているか。

(4) 身体拘束等の禁止

ア 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為がないか。

イ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為について、「切迫性」「非代替性」及び「一時性」の三つの要件を満たしているか。

ウ 緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の十分な検討、理由等が記録されているか。

(5) 安全対策の徹底

ア 消防計画の策定、防火設備の配備、防災訓練の実施等適切な防災対策が取られているか。

イ 事故（ヒヤリ・ハット事例を含む。）等記録の整備・活用を行う等、事故発生の防止及び発生時の対応として適切な措置を講じているか。

ウ 感染症（特にインフルエンザ、レジオネラ症、食中毒、ノロウイルス）予防及び発生時の対策が徹底されているか。

(6) 苦情対応の体制整備の徹底

ア 苦情対応の仕組みの利用者への周知、第三者委員の設置などがされているか。

イ 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。

(7) 人材確保対策

ア 職員の処遇の向上に努めているか。

イ （福祉）介護職員処遇改善加算を算定している場合、賃金改善に要する額が処遇改善加算による収入を上回っているか。

ウ 人材確保に向けた取組が行われているか。

3 適正な介護報酬・自立支援給付の確保

(1) 人員配置及び勤務体制の確保

ア 従業者（資格・員数等）が適正に配置されているか。

イ 適切なサービス提供が行える勤務体制が確保されているか。

(2) 介護報酬・自立支援給付の算定及び取扱い

ア 指定基準等に基づく適切な算定が行われているか。

イ 適正な加算・減算等が算定されているか。

ウ 報酬改定による新たな報酬告示の要件に適合したサービスが提供されているか。

## 第1 基本的な考え方

社会福祉法人（保育所を経営する法人に限る。以下「法人」という。）及び保育所（以下「施設」という。）の指導監査は、社会福祉法、児童福祉法等の関連法令や基準等に基づき、法人の運営、子どもの発達に応じた保育の実施、運営費の使途、職員の配置及び施設設備の状況等について、指導監査を行うことにより、法人の適正な運営、保育内容の充実及び保育の質の向上が図られることを目的に実施する。

なお、指導監査の実施に当たっては、各施設の創意工夫及び取組を尊重するとともに、各施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意する。

## 第2 指導監査の重点項目

本年度は、法人の適正な運営及び保育内容の質を高める観点から、以下のとおり重点事項を定める。

### 1 法人運営

#### (1) 理事会

事業計画及び事業報告、規程類の変更、積立金の積立並びに前期末支払資金残高の取崩し等の重要な事項が、理事会で審議及び決定されているか。

#### (2) 登記

変更登記（資産総額及び重任）が法定期限内に行われているか。

### 2 施設運営

#### (1) 人員基準

基準上、必要な保育士が配置されているか。

#### (2) 設備基準

受入児童数に応じた保育室等の面積が確保されているか。

#### (3) 職員処遇

給与規程等と支給実態（各種手当、賞与、旅費等）が相違していないか。

#### (4) 防災対策

ア 避難訓練及び消火訓練が月1回以上必ず実施されているか。

イ 地震対策がとられているか。

ウ 非常時の協力体制を確保するため、地域住民等との連携が図られているか。

#### (5) 安全対策の徹底

ア 事故及び感染症等に備えた体制づくり及び職員の共通理解を図っているか。

イ 事故が発生した場合に、関係機関への報告等、適切な対応を行っているか。

ウ 不審者対策として、防犯訓練が計画的に実施されているか。

エ 設備、物品、遊具等の安全管理がなされているか。

オ 食物アレルギーのある子どもへの対応が適切に行われているか。

#### (6) 保育内容

年度末、年度初及び夏季などに一斉休園を行っていないか。

### 3 財務会計

(1) 出納業務

ア 内部牽制体制が確保されているか。

イ 小口現金の管理が適切に行われているか。

(7) 経理規程に定められた限度額を超過していないか。

(イ) 職員による立替払いはないか。

(2) 委託費及び弾力運用

ア 弾力運用の要件を満たしているか。

イ 当期末支払資金残高が当該年度の委託費の収入の30%以内か。

ウ 収支計算分析表を作成した場合、収支の見直し等の検討が行われているか。

## 5 実地指導等の実施状況(平成30年度)

事業種別ごとの実地指導等(一般監査・立入検査・立入調査・実地検査)における対象数と実施数、実施率は次のとおり。(対象数は平成30年4月1日現在)

事業種別	実地指導等 対象数①		平成30年度 実施数②		実施率 (②/①)		運営指導 所管課
	法人	施設等	法人	施設等	法人	施設等	
養護老人ホーム	2	2	0	0	0.0%	0.0%	介護保険課
特別養護老人ホーム	15	27	6	10	40.0%	37.0%	
介護老人保健施設、介護療養型医療施設	-	15	-	8	-	53.3%	
軽費老人ホーム	2	10	0	2	0.0%	20.0%	
有料老人ホーム	-	83	-	38	-	45.8%	
サービス付き高齢者向け住宅	-	29	-	6	-	20.7%	
地域密着型サービス事業者	-	127	-	61	-	48.0%	
居宅サービス事業者	1	402	1	155	100.0%	38.6%	
居宅介護支援事業者	-	138	-	63	-	45.7%	
介護・高齢関係 小計	20	833	7	343	35.0%	41.2%	
保育所(公立)	-	18	-	18	-	100.0%	子育て施設課
保育所(私立)	17	25	7	25	41.2%	100.0%	
認定こども園(給付型幼稚園含む)	11	44	3	36	27.3%	81.8%	子育て支援課
母子生活支援施設	-	1	-	1	-	100.0%	
児童養護施設	1	県対象	0	県対象	0.0%	-	子育て施設課
認可外保育施設	-	46	-	21	-	45.7%	
放課後児童健全育成事業所	-	71	-	22	-	31.0%	
児童関係 小計	29	205	10	123	34.5%	60.0%	障害福祉課
障害福祉サービス事業者	9	218	2	74	22.2%	33.9%	
相談支援事業者	-	40	-	14	-	35.0%	
地域活動支援センター	1	12	0	7	0.0%	58.3%	
福祉ホーム	-	1	-	0	-	0.0%	
障害関係 小計	10	271	2	95	20.0%	35.1%	社会福祉課
社会福祉協議会	1	-	1	-	100.0%	-	
合計	60	1,309	20	561	33.3%	42.9%	

※法人(社会福祉法人)は、法人本部の所在する施設等に計上

## 6 集団指導の実施状況(平成30年度)

社会福祉法人及び施設・事業所に対する集団指導や講習会・説明会等を、本市単独や群馬県、高崎市等との合同により開催し、時機を捉えた情報提供や必要な指導を行っています。

区 分	開 催 日	対 象	主 催
社会福祉法人	11月2日	会計基準講習会(初任者対象)	県・12市
	11月16日	会計基準講習会(中堅者対象)	県・12市
	12月13日	役員等講習会	県・12市
介護保険施設・介護保険サービス事業者等	6月25日	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護	前橋市
	7月9日	介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護事業所及び通所リハビリテーション事業所	前橋市
	8月20日	訪問介護、訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	前橋市
	9月21日	居宅介護支援事業所	前橋市
	11月30日	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護事業所	前橋市
有料老人ホーム等	10月22日	有料老人ホーム(介護付きを除く)、サービス付き高齢者向け住宅	前橋市
障害者支援施設・自立支援給付対象サービス事業者等・障害児相談支援事業者等	6月13日	障害福祉サービス事業所(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練を行う事業所)、障害者支援施設(経過的障害者支援施設を含む)	県・2市
	7月18日	相談支援事業所	県・2市
	9月26日	障害児入所・通所支援事業所	県
	10月31日	就労支援事業所	県・2市



7 種別文書指摘件数一覧表

(1) 法人運営

改善指導事項		介護・高齢 関係	児童 関係	障害 関係	合計
I 組織 運営	1 定款変更等の状況				
	(1) 定款の不備又は実態と乖離		1		1
	(2) 定款変更の申請又は届出の遅延				0
	(3) その他		1		1
	2 役員の構成等の状況				
	(1) 役員(理事・監事)構成の状況				
	ア 役員(理事・監事)の欠員補充の遅延				0
	イ 役員の構成が不適切		2		2
	ウ 役員の選任手続が不適切	6	1		7
	エ 代表権を有する者の未登記又は遅延				0
	オ 理事長の職務代理者が未指定				0
	カ 役員報酬等の不適正な支給	4	1		5
	キ その他	1			1
	(2) 評議員の構成等の状況				
	ア 評議員の欠員補充の遅延				0
	イ 評議員の構成が不適切				0
	ウ 評議員の選任手続が不適切	5	1		6
	エ 評議員報酬等の不適正な支給		1		1
	オ その他	1			1
	3 理事会の状況				
	(1) 理事会の開催要件の不備				0
	(2) 理事会の開催が低調又は形骸化				0
	(3) 理事会の要議決事項にかかる審議が未実施	3	3		6
	(4) 理事会で特定の理事が欠席又は書面表決の継続		1		1
	(5) 理事会の議事録の記録及び保存が不適切		1		1
	(6) 日常軽易な業務の理事長専決事項の不備				0
	(7) その他		1		1
	4 評議員会の状況				
	(1) 評議員会の未設置				0
	(2) 評議員会の開催要件の不備			1	1
(3) 評議員会の開催が低調又は形骸化				0	
(4) 評議員会の要議決事項にかかる審議が未実施	2	2		4	
(5) 評議員会で特定の評議員が欠席	1			1	
(6) 評議員会の議事録の記録及び保存が不適切		2		2	
(7) その他				0	
5 監事監査の状況					
(1) 監事監査が形式的又は遅延				0	
(2) 監査報告書の作成及び保存が不適切			1	1	
(3) その他	3			3	
小計		26	20	1	47

改善指導事項		介護・高齢 関係	児童 関係	障害 関係	合計
Ⅱ 事業	1 社会福祉事業の実施状況				
	(1) 定款上の事業と実際に行われている事業が不一致				0
	(2) 社会福祉事業が主たる地位を占めていない				0
	(3) 社会福祉事業収入の運用方法が不適切				0
	(4) その他				0
	2 公益事業の実施状況				
	(1) 公益事業の内容が不適切				0
	(2) 公益事業に係る会計処理が不適切				0
	(3) その他				0
	3 収益事業の実施状況				
	(1) 収益事業の内容が不適切				0
	(2) 収益事業に係る会計処理が不適切				0
	(3) その他				0
小計		0	0	0	0
Ⅲ 管理	1 人事管理の状況				
	(1) 施設長任免が不適切				0
	(2) その他				0
	2 資産管理の状況				
	(1) 基本財産の管理が不十分				0
	(2) 運用財産等の管理が不十分				0
	(3) 株式等による運用財産の管理運用が不適切				0
	(4) 借地等に係る利用権の未設置又は未登記				0
	(5) 総資産額等が未登記又は遅延				0
	(6) その他	1			1
	3 会計管理の状況				
	(1) 経理規程の未整備又は実態との遊離	1	1		2
	(2) 会計責任者と出納職員未配置又は兼務				0
	(3) 経理事務処理が不十分	5			5
	(4) 資金計画、借入金の償還が不適切				0
	(5) 決算関係書類が不適切	2		2	4
	(6) 諸帳簿の整備が不十分	8			8
	(7) 寄附金の取扱いが不適切	2	1		3
	(8) 入所者預り金の取扱いが不適切				0
	(9) その他	2			2
4 その他					
(1) 法人の業務、財務等の情報開示が不十分	1	5	1	7	
(2) 苦情解決の仕組みの未整備又は不十分				0	
(3) 防災対策の取組が不十分				0	
(4) その他		1		1	
小計		22	8	3	33
合計		48	28	4	80

## (2) 介護保険施設及び介護保険サービス事業所

改善指導事項	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション
第1 基本方針等	0	0	0	1	0	0	0	6	1
第2 人員に関する基準	2	1	0	13	0	3	1	27	0
1 従業者の員数	2	1		12		2	1	20	
2 管理者等				1		1		7	
3 利用者数の算定									
4 職務の専従									
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	0	5	1
1 利用定員等									
2 設備及び備品等								5	1
第4 運営に関する基準	38	26	5	95	1	38	2	122	33
1 内容及び手続の説明及び同意	2	1		23	1	9		29	2
2 提供拒否の禁止									
3 サービス提供困難時の対応									
4 受給資格の確認									
5 要介護認定の申請に係る援助									
6 入退所(開始及び終了)	2								
7 心身の状況等の把握				2		1			
8 居宅介護支援事業者等との連携								1	
9 サービスの提供等を受けるための援助									
10 計画に沿ったサービスの提供				3		3		3	1
11 サービス計画等の変更の援助				2				2	
12 身分を証する書類の携行									
13 サービスの提供の記録	6	7	1	15		2		19	5
14 利用料等の受領				1				8	3
15 保険給付の請求のための証明書の交付									
16 取扱方針	5	4	1	1		2	2	1	6
17 計画の作成	5		1	31		10		15	4
18 法定代理受領サービスに係る報告									
19 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付									
20 介護(看護)の提供	2	2							
21 食事の提供									
22 機能訓練									
23 健康管理	4	1							
24 相談及び援助									

改善指導事項	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション
25 社会生活上の便宜の供与等									
26 同居家族に対するサービス提供の禁止									
27 利用者に関する市町村への通知									
28 緊急時等の対応									
29 管理者の責務等				1				1	
30 運営規程	1		1	9		2		10	2
31 勤務体制の確保等	5	2		2		1		13	5
32 定員の遵守								4	
33 非常災害対策	1	1						13	4
34 衛生管理等		4	1						
35 協力医療機関等									
36 掲示				4		7		3	
37 秘密保持等						1			
38 広告									
39 利益供与(收受)等の禁止									
40 苦情処理									
41 地域との連携等									
42 事故発生時の対応		1							
43 会計の区分									
44 記録の整備		1		1					1
45 経過措置・特例									
46 その他(施設会計)									
その他(職員処遇)	2	1							
その他(防災対策)	2								
その他(食事の提供)	1	1							
その他(預り金)									
第5 変更の届出等	0	1	0	1	0	2	0	1	3
第6 介護給付費の算定及び取扱い	11	13	1	17	0	17	7	39	14
1 基本事項									
2 基本報酬				9		3	5	12	
3 各種加算	11	13	1	8		14	1	22	14
4 各種減算							1	5	
合計	51	41	6	127	1	60	10	200	52

改善指導事項	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	巡回・随時対応型介護看護	地域密着型介護所	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
第1 基本方針等	0	0	1	0	0	0	3	1	2
第2 人員に関する基準	1	0	1	0	0	0	15	0	3
1 従業者の員数	1		1				14		2
2 管理者等							1		1
3 利用者数の算定									
4 職務の専従									
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	5	1	1
1 利用定員等									
2 設備及び備品等							5	1	1
第4 運営に関する基準	7	1	6	22	7	2	64	11	17
1 内容及び手続の説明及び同意	2	1	1	2	1		10	1	1
2 提供拒否の禁止									
3 サービス提供困難時の対応									
4 受給資格の確認									
5 要介護認定の申請に係る援助									
6 入退所(開始及び終了)									
7 心身の状況等の把握				1					
8 居宅介護支援事業者等との連携									
9 サービスの提供等を受けるための援助									
10 計画に沿ったサービスの提供							1	1	
11 サービス計画等の変更の援助							1		
12 身分を証する書類の携行									
13 サービスの提供の記録	2		2	2			9	1	2
14 利用料等の受領			1	1			1		
15 保険給付の請求のための証明書の交付									
16 取扱方針									1
17 計画の作成				12	4		12	5	7
18 法定代理受領サービスに係る報告									
19 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付									
20 介護(看護)の提供			1						
21 食事の提供									
22 機能訓練									
23 健康管理									
24 相談及び援助									

改善指導事項	短期入所生活介護	短期入所療養介護	特定施設入居者生活介護	福祉用具貸与	特定福祉用具販売	定期巡回・随時対応型介護看護	地域密着型通所介護	認知症対応型通所介護	小規模多機能型居宅介護
25 社会生活上の便宜の供与等									
26 同居家族に対するサービス提供の禁止									
27 利用者に関する市町村への通知									
28 緊急時等の対応									
29 管理者の責務等									
30 運営規程				2	2		3		2
31 勤務体制の確保等			1			1	9	2	4
32 定員の遵守	1						1		
33 非常災害対策	1						5	1	
34 衛生管理等				2					
35 協力医療機関等									
36 掲示	1						4		
37 秘密保持等									
38 広告									
39 利益供与(收受)等の禁止									
40 苦情処理									
41 地域との連携等						1	7		
42 事故発生時の対応									
43 会計の区分									
44 記録の整備							1		
45 経過措置・特例									
46 その他(施設会計)									
その他(職員処遇)									
その他(防災対策)									
その他(食事の提供)									
その他(預り金)									
第5 変更の届出等	1	0	1	1	1	0	3	0	1
第6 介護給付費の算定及び取扱い	2	2	4	0	0	0	23	4	4
1 基本事項									
2 基本報酬							2	2	1
3 各種加算	1	2	3				20	2	2
4 各種減算	1		1				1		1
合計	11	3	13	23	8	2	113	17	28

改善指導事項	認知症対応型共同生活介護	地域密着型老人福祉施設	居宅介護支援	介護予防訪問介護	介護予防入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防通所介護	介護予防通所リハビリテーション
第1 基本方針等	0	0	8	0	0	0	0	0	1
第2 人員に関する基準	3	3	5	0	0	3	1	0	0
1 従業者の員数	2	3	5			2	1		
2 管理者等	1					1			
3 利用者数の算定									
4 職務の専従									
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	0	0	1
1 利用定員等									
2 設備及び備品等									1
第4 運営に関する基準	46	5	186	0	1	26	0	0	23
1 内容及び手続の説明及び同意	6		20		1	9			2
2 提供拒否の禁止									
3 サービス提供困難時の対応									
4 受給資格の確認									
5 要介護認定の申請に係る援助									
6 入退所(開始及び終了)	4								
7 心身の状況等の把握						1			
8 居宅介護支援事業者等との連携									
9 サービスの提供等を受けるための援助									
10 計画に沿ったサービスの提供									
11 サービス計画等の変更の援助									
12 身分を証する書類の携行									
13 サービスの提供の記録	3					1			4
14 利用料等の受領	2								2
15 保険給付の請求のための証明書の交付									
16 取扱方針	7		150						1
17 計画の作成	2					4			2
18 法定代理受領サービスに係る報告									
19 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付									
20 介護(看護)の提供	2								
21 食事の提供									
22 機能訓練									
23 健康管理									
24 相談及び援助									

改善指導事項	認知症対応型共同生活介護	地域密着型老人福祉施設	居宅介護支援	介護予防訪問介護	介護予防入浴介護	介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション	介護予防通所介護	介護予防通所リハビリテーション
25 社会生活上の便宜の供与等									
26 同居家族に対するサービス提供の禁止									
27 利用者に関する市町村への通知									
28 緊急時等の対応									
29 管理者の責務等									
30 運営規程	5		6			3			2
31 勤務体制の確保等	5	2	1						5
32 定員の遵守									
33 非常災害対策	5	1							4
34 衛生管理等									
35 協力医療機関等									
36 掲示			1			8			
37 秘密保持等									
38 広告									
39 利益供与(收受)等の禁止									
40 苦情処理			8						
41 地域との連携等	2								
42 事故発生時の対応	3								
43 会計の区分									
44 記録の整備									1
45 経過措置・特例									
46 その他(施設会計)									
その他(職員処遇)		1							
その他(防災対策)		1							
その他(食事の提供)									
その他(預り金)									
第5 変更の届出等	5	0	3	0	0	2	0	0	3
第6 介護給付費の算定及び取扱い	22	1	55	0	0	13	4	0	10
1 基本事項									
2 基本報酬	1		2			2	3		
3 各種加算	16	1	18			11	1		10
4 各種減算	5		35						
合計	76	9	257	0	1	44	5	0	38



改善指導事項	介護予防 短期入所 生活介護	介護予防 短期入所 療養介護	介護予防 施設 居生活介護	介護予防 施設 入居生活 介護	介護用具 貸与	特定 介護 福祉 用具 販売	介護 予防 施設 通所 介護	介護 予防 施設 多 機能 型 居 宅 介護	介護 予防 施設 共同 生活 介護	介護 予防 施設 支援
第1 基本方針等	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
第2 人員に関する基準	1	0	1	0	0	0	0	3	3	0
1 従業者の員数	1		1					2	2	
2 管理者等								1	1	
3 利用者数の算定										
4 職務の専従										
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
1 利用定員等										
2 設備及び備品等							1	1		
第4 運営に関する基準	7	1	5	14	6	5	10	36	1	
1 内容及び手続の説明及び同意	2	1	1	2	1		1	6		
2 提供拒否の禁止										
3 サービス提供困難時の対応										
4 受給資格の確認										
5 要介護認定の申請に係る援助										
6 入退所(開始及び終了)								4		
7 心身の状況等の把握				1						
8 居宅介護支援事業者等との連携										
9 サービスの提供等を受けるための援助										
10 計画に沿ったサービスの提供										
11 サービス計画等の変更の援助										
12 身分を証する書類の携行										
13 サービスの提供の記録	2		2	2			2	2		
14 利用料等の受領			1	1				1		
15 保険給付の請求のための証明書の交付										
16 取扱方針							1	6	1	
17 計画の作成				4	3	2				
18 法定代理受領サービスに係る報告										
19 利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付										
20 介護(看護)の提供										
21 食事の提供										
22 機能訓練										
23 健康管理										
24 相談及び援助										

改善指導事項	介護予防短期入所生活介護	介護予防短期入所療養介護	介護予防特定入居生活介護	介護予防福祉貸与	特定介護福祉用具販売	介護予防認知症対応型通所介護	介護予防小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防支援
25 社会生活上の便宜の供与等									
26 同居家族に対するサービス提供の禁止									
27 利用者に関する市町村への通知									
28 緊急時等の対応									
29 管理者の責務等							0		
30 運営規程				2	2		2	5	
31 勤務体制の確保等			1			2	4	5	
32 定員の遵守	1								
33 非常災害対策	1					1		5	
34 衛生管理等				2					
35 協力医療機関等									
36 掲示	1								
37 秘密保持等									
38 広告									
39 利益供与(收受)等の禁止									
40 苦情処理									
41 地域との連携等								2	
42 事故発生時の対応									
43 会計の区分									
44 記録の整備									
45 経過措置・特例									
46 その他(施設会計)									
その他(職員処遇)									
その他(防災対策)									
その他(食事の提供)									
その他(預り金)									
第5 変更の届出等	1	0	1	1	1	0	1	5	0
第6 介護給付費の算定及び取扱い	2	1	1	0	0	2	3	11	0
1 基本事項									
2 基本報酬							1		
3 各種加算	1	1				2	1	8	
4 各種減算	1		1				1	3	
合計	11	2	8	15	7	8	20	55	1

## (3) 高齢者施設(養護・軽費老人ホーム)

改善指摘事項		養護老人ホーム	軽費老人ホーム
I 職員配置		0	0
1	配置基準職員の不足		
	(1) 医師		
	(2) 支援員、介護職員、看護職員		
	(3) 生活相談員		
	(4) 栄養士		
	(5) 事務員、調理員		
	(6) その他		
2	施設長の資格要件		
3	その他		
II 職員処遇		0	0
1	均衡を欠く給与付与、特別昇給		
2	労働基準法に基づく届出、協定の不備等		
3	規定に定めのない手当の支給		
4	規定と支給実態の相違		
5	その他		
III 防災対策		0	1
1	非常災害訓練の実施回数が法定回数未満		
2	夜間又は夜間想定訓練未実施		
3	消防計画書の作成・変更及び届出が不適切		
4	消防用設備の点検及び届出が不適切		
5	その他		1
IV 処遇		0	0
1	運営規程が未整備又は内容不足		
2	掲示が不適切		
3	苦情処理が不適切		
4	事故発生の防止及び発生時の対応が不適切		
5	衛生管理体制の不備		
6	サービス提供等の記録の不備		
7	居室等の目的外使用		
8	入浴・清拭回数が不十分		
9	健康診断の実施回数及び内容等が不適切		
10	身体的拘束の取扱いが不適切		
11	食事の提供時間、内容、栄養量等が不適切		
12	その他		
V 入所者預り金		0	0
1	印鑑及び通帳等の保管場所・保管者が同一		
2	施設長の定期点検が不十分		
3	本人又は身元引受人への定期報告が不十分		
4	その他		

改善指摘事項		養護老人ホーム	軽費老人ホーム
V 財務会計		0	0
1	内部牽制体制が不十分		
2	決算書の不備又は決算の誤り		
3	会計伝票及び証憑書類等が未整備又は不適切		
4	業者選定、契約事務等が不適切		
5	寄附の取扱いが不適切		
6	運営費の弾力運用・資金の振替が不適切		
7	会計責任者の決裁及び点検が不十分		
8	各種台帳等が未整備又は不適切		
9	予算編成・補正予算編成が不適切		
10	その他		
合計		0	1

## (4) 高齢者施設(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)

改善指摘事項	有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
<b>I 職員配置</b>	<b>19</b>	<b>10</b>
1 配置基準職員の不足		
(1) 施設長	1	1
(2) 介護職員	4	4
(3) 生活相談員	1	
(4) 看護職員、機能訓練指導員		
(5) 事務員、栄養士、調理員		
(6) その他		
2 資格要件(施設長・介護職員)		
3 その他	13	5
<b>II 規模・設備</b>	<b>5</b>	<b>1</b>
1 建物の構造等が不適格		
2 設備基準不足		
(1) 居室	1	
(2) 医務室		
(3) 食堂		
(4) 便所		
(5) 廊下幅		
(6) その他		
3 スプリンクラー設備が不足	1	
4 居室等の目的外使用	1	
5 その他	2	1
<b>III 防災対策</b>	<b>15</b>	<b>4</b>
1 非常災害訓練の実施回数が法定回数未満	1	
2 夜間又は夜間想定訓練未実施	5	2
3 消防計画書の作成・変更及び届出が不適切	4	2
4 消防用設備の点検及び届出が不適切	5	
5 その他		
<b>IV 施設の管理・運営・サービス</b>	<b>66</b>	<b>11</b>
1 管理規程が未整備又は内容不足		
2 サービス提供等の記録の不備	20	3
3 緊急時の対応が不適切	1	
4 医療機関との連携不足	1	
5 運営懇談会の設置等が不適切	2	1
6 介護サービス等が不適切	2	2
7 身体的拘束の取扱いが不適切	26	2
8 健康管理、感染症等防止対策が不十分		
9 機能訓練、レク等が不十分	1	
10 健康診断の実施回数及び内容等が不適切		
11 金銭管理等が不適切	9	2
12 その他	4	1

改善指摘事項		有料老人ホーム	サービス付き 高齢者向け住宅
V 利用料・契約等		50	12
1	利用料の設定が不適切	9	
2	管理規程と実態が不整合	11	2
3	重要事項説明書が不適切	23	4
4	苦情処理体制の整備、事故発生時の対応が不適切	2	
5	情報開示が不適切		
6	その他	5	6
VI 設置主体・立地条件		3	0
1	設置主体が不適切		
2	役員の構成等が不適切		
3	抵当権の設定が不適切		
4	借地・借家契約等が不適切	3	
5	その他		
合計		158	38

## (5) 児童福祉施設(保育所、認定こども園、母子生活支援施設)

改善指導事項		保育所(公立)を含む	認定こども園	母子生活支援施設
1 適切な入所者処遇の確保の状況		1	4	0
社会福祉施設 共通事項	(1) 処遇計画の策定状況		1	
	(2) 機能訓練の実施状況			
	(3) 給食における必要な栄養所要量の確保状況			
	(4) 嗜好調査、残食調査、検食等の実施及びその反映状況			
	(5) 調理内容の状況			
	(6) 食事時間の状況			
	(7) 保存食の保管状況及び原材料の保管状況			
	(8) 食器類の衛生管理の状況			
	(9) 給食関係者の検便の実施状況			
	(10) 適切な入浴又は清拭の確保の状況			
	(11) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換の実施状況			
	(12) 衛生的な被服及び寝具の確保の状況			
	(13) 定期的健康診断、衛生管理及び感染症等への対応状況			
	(14) 必要な医師、嘱託医の設置状況及び必要な医学的管理の状況		2	
	(15) レクリエーションの実施状況			
	(16) 入所者や家族からの相談に対する援助体制の確保の状況			
	(17) 苦情受付窓口の設置など苦情解決処理への対応状況			
	(18) 実施機関との連携状況			
児童入所施設	(19) 子どもの権利の尊重、意見等をくみ取る仕組みの状況			
	(20) 懲戒権限の濫用及び被措置児童等虐待防止の取組状況			
	(21) 専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上への取組状況			
	(22) 施設長の見識、適切な指導・監督の実施状況			
	(23) 子どもの事件や事故防止、健康管理に関する必要な措置の状況			
	(24) 個々の子どもの特性等に応じた生活指導等適切な指導・援助の実施状況			
	(25) 子どもの指導・援助の際の必要に応じた児童相談所等関係機関との連携状況			
	(26) 子どもに係る給付金として支払を受けた金銭の管理状況			
児童福祉施設 事項	保育所	(27) 開所・閉所時間、保育時間、開設日数の状況		
		(28) 入所児童の年齢制限の状況		
		(29) 保育所保育指針を踏まえた各保育所の実情に応じた適切な保育の実施状況		
		(30) 保育課程を編成し、それに基づく指導計画の作成状況	1	
		(31) 保育所児童保育要録の作成状況		
	(32) 児童の就学に際し、保育所児童保育要録の小学校への送付状況			
	(33) 保護者との連絡調整、家庭との連携の状況			
	(34) 職員及び保育所の課題を踏まえた研修の計画的な実施状況			
	(35) 定員を超えた私的契約児の入所の状況			
	共通事項	(36) 健康診断の実施、結果の記録及び保管の状況		
(37) 乳幼児突然死症候群の防止への対策状況				
(38) 給食材料の適切な用意・保管の状況				
(39) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録の実施状況				
(40) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)等の配慮の状況				
(41) 食中毒対策の実施状況				
(42) 調理の業務委託に係る契約内容等の遵守状況				
(43) 子どもの不適切な養育等の発見への努力、必要に応じた関係機関との連携状況				
(44) その他			1	
2 入所者の生活環境等の確保の状況		1	5	0
社会福祉施設 事項	(1) 入所者の安全・快適な生活空間の確保の状況			
	(2) 障害に応じた配慮の確保の状況			
	(3) 居室等の設備及び運営基準への適合状況	1	4	
	(4) 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明の状況			
	(5) その他		1	

改善指導事項		保育所(公立)を含む	認定こども園	母子生活支援施設
3 自立・自活等への支援・援助の実施状況		0	0	0
施設 社会 福祉 事業 共通 事項	(1) 施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助の実施状況			
	(2) その他			
4 施設の運営管理体制の状況		9	16	0
社会 福祉 施設 共通 事項	(1) 入所定員及び居室定員の遵守の状況			
	(2) 管理規程、経理規程等の整備及び運用の状況			
	(3) 帳簿等の整備状況			
	(4) 直接処遇職員等配置基準に基づく必要な職員の確保の状況	3	3	
	(5) 施設職員の専従の状況			
	(6) 施設長の資格要件等の充足状況			
	(7) 育児休業、産休等代替職員の確保の状況			
	(8) 建物、設備の維持管理状況			
	(9) 運営費の適正運用及び弾力運用の状況	2		
	(10) 運用収入の本部会計への繰入の状況			
	(11) 当期末支払資金残高の充当の状況			
	(12) 当期末支払資金残高及び引当金の管理運用及び取崩し等に係る手続の状況			
	(13) 高額当期末支払資金残高等を有している場合の入所者処遇等の改善への取組状況			
	(14) 施設の地域開放及び地域との連携の状況			
児 童 福 祉 施 設 事 項	(15) 予算及び補正予算の編成の時期及び積算の状況			
	(16) 措置費等の請求の状況		5	
	(17) 事業費と事務費の流用の状況			
	(18) 利用者負担金(職員給食費、延長保育利用料等)の設定状況			
	(19) 他会計間の貸借処理の状況			
	(20) 現金、預金等の保管状況			
	(21) 内部牽制体制の確立及び機能の状況			
	(22) その他	4	8	
5 必要な職員の確保と職員処遇の状況		0	3	0
社会 福祉 施設 共通 事項	(1) 給与規程等の各種規程の整備状況		1	
	(2) 労働時間の短縮等労働条件の改善への取組状況			
	(3) 労働基準法等関係法規の遵守の状況			
	(4) 職員への健康診断等健康管理の実施状況			
	(5) 業務体制の確立と業務省力化推進の取組状況			
	(6) 職員研修等資質向上策の対応状況			
	(7) 職員の確保及び定着化への取組状況			
施 児 設 事 福 項 社	(8) 通勤・住宅手当等の各種手当の規定及び支出の状況			
	(9) 労使協定の締結及び労働基準監督署への届出状況		2	
	(10) 職員の計画的な採用の実施状況			
	(11) 労働条件の改善等への配慮、定着促進等への取組状況			
	(12) その他			
6 防災対策への取組状況		3	0	0
設 社 会 福 祉 事 項 施 設	(1) 消防計画の策定の状況			
	(2) 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓等の整備状況及び定期点検の実施状況			
	(3) 非常時の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保状況			
施 児 設 事 福 項 社	(4) 消火訓練及び避難訓練の実施状況	3		
	(5) 防犯についての配慮状況			
	(6) その他			
合計		14	28	0



## (6) 児童福祉施設(認可外保育施設)

改善指導事項		認可外保育施設
1	保育に従事する者の数及び資格	0
	(1) 保育に従事する者の数が不足	
	(1-1) 保育に従事する者の複数配置	
	(1-2) その他	
	(2) 保育に従事する者の有資格者の数	
	(3) 保育士の名称	
2	保育室等の構造設備及び面積	0
	(1) 保育室の面積	
	(2) 調理室の有無	
	(3) おおむね1歳未満児とその他の児童の保育場所との区画・安全性の確保	
	(4) 保育室の採光及び換気の確保、安全性の確保	
	(5) 便所の手洗設備・数	
3	非常災害に対する措置	7
	(1) 消火用具、非常口の設置	
	(2) 非常災害に対する具体的計画(消防計画)の策定・訓練の実施	7
4	保育室を2階以上に設けている場合の条件	0
	(1) 2階	
	(1-1) 転落防止設備	
	(1-2) 耐火の構造、避難設備	
	(2) 3階	
	(1-1) 耐火の構造	
	(1-2) 避難設備	
	(1-3) 転落防止設備	
	(1-4) その他	
	(3) 4階以上	
	(1-1) 耐火の構造	
	(1-2) 避難設備	
	(1-3) 転落防止設備	
	(1-4) その他	
5	保育内容	2
	(1) 保育の内容	2
	(2) 保育従事者の保育姿勢等	
	(3) 保護者との連絡等	
6	給食	0
	(1) 衛生管理の状況	
	(2) 食事内容等の状況	

改善指導事項		認可外保育施設
7	健康管理・安全対策	2
	(1) 乳幼児の健康状態の観察	
	(2) 乳幼児の発育チェック	
	(3) 乳幼児の健康診断	2
	(4) 職員の健康診断	
	(5) 医薬品の整備	
	(6) 感染症への対応	
	(7) 乳幼児突然死症候群の予防	
	(8) 安全確保	
8	利用者への情報提供	1
	(1) 施設及びサービスに関する内容の掲示	
	(2) サービス利用者に対する契約内容の書面による交付	1
	(3) サービスの利用予定者から申込があった場合の契約内容等の説明	
9	備える帳簿	0
	(1) 職員に関する書類等の整備	
	(2) 在籍乳幼児に関する書類等の整備	
合計		12

## (7) 指定障害福祉サービス事業所等

改善指導事項	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	生活介護	短期入所	施設入所支援	就労移行	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	共同生活援助	相談支援(一般・特定)	障害児相談支援	地域活動支援センター
第1 基本方針	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2 人員に関する基準	3	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
1 従業者の員数(生活支援員、看護職員等)	3	1	1	1							2			
2 サービス提供(管理)責任者														
3 管理者														
4 利用者数の算定														
5 職務の専従														
6 従たる事業所設置の場合の特例														
7 訪問による指定自立訓練														
第3 設備に関する基準	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第4 運営に関する基準	10	1	4	0	5	0	2	5	5	10	6	0	5	0
1 内容及び手続の説明及び同意	1		1		1			1	2		1		1	
2 契約支給量の報告等														
3 提供拒否の禁止														
4 連絡調整に対する協力														
5 サービス提供困難時の対応														
6 受給資格の確認														
7 介護(訓練等)給付費の支給(決定)の申請に係る援助														
8 心身の状況等の把握														
9 指定障害福祉サービス事業者等との連携等														
10 身分を証する書類の携行														
11 サービスの提供の記録								1		1	1			
12 利用定員														
13 開始及び終了(入退居)														
14 入退所(居)の記録の記載等														
15 指定事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等														
16 利用者負担額等の受領														
17 利用者負担額に係る管理														
18 給付費等の額に係る通知等	2		1					1		1				
19 取扱方針														
20 計画の作成(書類の交付)	5		2					2	2	3	2		2	
21 サービス提供(管理)責任者の責務														
22 管理者の責務(管理者による管理等)														
23 同居家族に対するサービス提供の禁止														
24 (その他の)サービスの提供														
25 検討等														
26 相談及び援助														
27 (機能)訓練														
28 雇用契約の締結等														
29 看護・介護・家事等														
30 生産活動・就労														
31 工賃の支払・賃金										4				
32 実習の実施														
33 求職活動の支援等														
34 職場への定着のための支援														
35 就職状況の報告														
36 利用者及び従業者以外の者の雇用														
37 社会生活上の便宜の供与等														

改善指導事項	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	生活介護	短期入所	施設入所支援	就労移行	就労継続支援(A型)	就労継続支援(B型)	共同生活援助	相談支援(一般・特定)	障害児相談支援	地域活動支援センター
38 地域生活移行のための支援														
39 食事														
40 実施主体														
41 事業所の体制・支援体制の確保														
42 障害福祉サービスの提供に係る基準														
43 健康管理														
44 緊急時等の対応														
45 入院期間中の取扱い														
46 支給決定障害者等に関する市町村への通知														
47 運営規程	1												1	
48 介護等の総合的な提供														
49 勤務体制の確保等	1													
50 定員の遵守														
51 非常災害対策											1			
52 設備、備品等														
53 衛生管理等														
54 協力医療機関等														
55 掲示		1							1					1
56 秘密保持等														
57 情報の提供等(広告)											1			
58 利益供与(收受)等の禁止														
59 苦情解決														
60 事故発生時の対応														
61 会計の区分														
62 身体拘束等の禁止					4		2							
63 地域との連携等														
64 記録の整備										1				
65 経過措置・特例														
66 虐待の禁止														
67 その他(施設会計)														
その他(職員処遇)														
その他(防災対策)														
その他(食事の提供)														
その他(預り金)														
第5 多機能型(一体型)に関する特例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第6 変更の届出等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第7 介護(訓練等)給付費の算定及び取扱い	3	0	1	0	2	0	0	5	3	6	2	0	0	0
1 基本事項														
2 ○○サービス費														
3 各種加算	3		1		2			5	3	6	2			
第8 その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1 その他														
合 計	16	2	6	1	7	0	2	10	8	16	10	0	5	0

## 8 監査結果

平成30年度に実施した介護保険施設及び障害者支援施設等に対する監査の結果（行政処分）は、次のとおりです。

	種 別	処分内容	処分の原因
1	通所介護 第1号通所 介護事業	指定の全部 の効力の停 止（3か月）	<p>【不正請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供時間が通所介護費の算定要件を満たさない、または、居宅サービス計画及び通所介護計画上の所定単位数を算定できないのにもかかわらず、上記計画上の所定単位数を算定した。</li> </ul> <p>【法令違反】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護予防通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所介護事業と一体的に運営されている通所介護事業において、介護報酬の不正請求が行なわれた。</li> </ul>
2	訪問看護 介護予防訪 問看護	指定の全部 の効力の停 止（3か月）	<p>【不正請求】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護の利用対象者は、主治医が訪問看護の必要性を認めたものに限られ、訪問看護の提供に当たっては、主治医による指示を文書で受けなければならないところ、主治医の指示を受けていないのにもかかわらず、訪問看護を提供した訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>訪問看護を提供した記録が存在しないのにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>訪問看護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならないところ、当該計画に位置付けがないのにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>訪問看護事業者は、訪問看護事業所ごとに、当該訪問看護事業所の看護師等によって訪問看護を提供しなければならないところ、従業者ではない者によって提供したのにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li> <li>准看護師が指定訪問看護を提供した場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する必要があるが、居宅サービス計画上、准看護師が訪問することとされている場合に、事業所の都合により准看護師以外の看護師等が訪問する場合及び居宅サービス計画上、准看護師以外の看護師等が訪問することとされている場合に、准看護師が訪問する場合についても、所定単位数の100分の90に相当する必要があるところ、所要の減算を行わず、訪問看護費を不正に請求し、</li> </ul>

			<p>受領した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サービス提供記録に担当した看護師等の氏名の記録がなく、訪問看護費の算定要件を満たしていないにもかかわらず、訪問看護費を不正に請求し、受領した。</li></ul> <p><b>【法令違反】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 介護予防訪問看護事業と一体的に運営されている訪問看護事業において、介護報酬の不正請求が行なわれた。</li></ul>
--	--	--	---